2024年12月

環境 NEWS（第21回）

全日本サーフキャスティング連盟本部　環境部

今回は『漁業権』についてのお話です。

海や河口で投げ釣りをする場合、我々が気になるもののひとつに『漁業権』があると思います。地元の漁師さんたちとのトラブルは、決してこちらからは起こしたくないですよね。なぜなら、ゴミや騒音問題などとともに、釣り禁止の原因になるからです。マナー遵守とともに、ルールを知っておくことも重要なことだと思います。相手側は生活がかかっていますが、我々の釣りは、あくまでも趣味の範囲なのですから。

『漁業権』とは、一定の水面において特定の漁業を営むことのできる権利をいい、行政庁の免許によって設定されるものです。

具体的には、陸地に近い「海面」と、河川や湖などの「内水面」で、地域の漁業関係者からの申請により、各行政庁が採取する魚類・貝類・海藻類など具体的な個別名で漁期間などを規定しています。

また、行政庁によっては、釣りに関するルールを設けているケースもありますので、釣りに行かれる地域のルールに従ってください。（例えば、ひき縄釣り（トローリング）による採捕は禁止. . . など）

なお、ルールは時々改定されますので、最新の情報をご覧ください。

＜ご参考＞水産庁 HP：分野別情報：漁業権について